

## 出産したときの給付（出産費・家族出産費）

### ◆ 出産費・家族出産費

組合員や被扶養者の皆さまが出産したときは、次のように「出産費（家族出産費）および附加金」を支給します。



組合員	出産費	420,000円
	出産費附加金	20,000円
被扶養者	家族出産費	420,000円
	家族出産費附加金	20,000円

- (注) ① 妊娠4カ月(85日)以上の死産、流産などの異常分娩または母体保護法に基づく人工妊娠中絶に対しても支給します。この場合附加金は支給されません。
- ② 双子以上を出産した場合は、その人数の額を支給します。
- ③ 支給額については、産科医療補償制度に加入している分娩機関において、在胎週数22週に達した日以後に出産(死産を含む)した場合に420,000円を支給します。なお、在胎週数22週未満(流産、人工妊娠中絶含む)または産科医療補償制度に未加入の分娩機関において出産した場合は、404,000円の支給となります。
- ④ 被扶養者の方が、退職後6カ月以内の出産で、以前加入していた健康保険等から給付を受けるときは、家族出産費は支給しません。

### ◆ 妊婦保健助成金

出産費・家族出産費が受給できる方が、医師の健康診断を受けた場合、10,000円を限度に妊婦保健助成金を支給します。

ただし、健康診断の費用が10,000円未満の場合は実際に支払った額となります。

(注) 双子以上の場合でも、10,000円の支給です。

### ◆ 請求方法（次の3つのうちから1つを選択してください）

#### ① 直接支払制度

組合員や被扶養者の皆さまが出産費等の請求・受領を医療機関等に委任することにより、共済組合が出産費等を直接医療機関等に支払います。

組合員の皆さまは、出産後、出産費等の請求書と添付書類を所属所経由で共済組合に提出してください。

#### ② 受取代理制度

組合員や被扶養者の皆さまが医療機関を受取代理人とすることをあらかじめ共済組合へ申請することにより、共済組合が出産費等を医療機関に支払います。

- ・ 出産予定日の2カ月前より所属所を経由して共済組合に「出産育児一時金等支給申請書(受取代理用)」を提出してください。
- ・ 出産後には、出産費等の請求書を所属所経由で共済組合に提出してください。

#### ③ 上記1、2の制度を利用しない場合

一旦出産費用を全額医療機関等に支払い、後日、出産費等の請求書と添付書類を所属所経由で共済組合に提出してください。

## 死亡したときの給付（埋葬料・家族埋葬料）

組合員が公務によらないで死亡したときはその被扶養者に「埋葬料および附加金」を、被扶養者が死亡したときは組合員に「家族埋葬料および附加金」を支給します。

組合員	埋葬料	50,000円
	埋葬料附加金	50,000円
被扶養者	家族埋葬料	50,000円
	家族埋葬料附加金	50,000円

- (注)① 被扶養者のいない組合員が死亡した場合は、実際に埋葬を行った者に対し、埋葬料の範囲内で、埋葬に直接要した費用を支給します。
- ② 死産児は、被扶養者に該当しませんので、家族埋葬料の支給はありません。  
なお、分娩後まもなく出産児が死亡したときは、支給の対象となります。
- ③ 第三者行為（交通事故等）により死亡し、第三者から埋葬料と同一事由の給付を受ける場合は、その金額により支給できない場合がありますので、保険課までお問い合わせください。
- ④ 組合員の公務中の死亡の場合には、地方公務員災害補償法に基づいて給付が行われるため、共済組合からの支給はありません。

## 提出書類および請求方法

短期給付の請求書および添付書類につきましては、共済組合ホームページ、または共済事業のあらましにてご確認ください。

請求される際には、請求書および添付書類を所属所の共済事務担当課へ提出してください。

※任意継続組合員の方は、共済組合へ直接請求してください。

## 請求の時効

短期給付は、給付事由が生じた日の翌日から起算して2年間共済組合へ請求を行わないときは、その給付を受ける権利が時効により消滅しますので、請求の際にはお早目に手続きをしてください。

出産費（家族出産費）および埋葬料（家族埋葬料）の支給要件は、このほかにも詳しく定められておりますので、請求の際にはお気軽にご相談ください。

